

## 社会福祉法人名栗園 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 名栗園（以下「当法人」という）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（＜法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。「給与・退職金規程」による通勤手当や旅費規程との重複がないよう留意する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

2 常勤役員等に対する退職手当は、給与・退職金規程第15条による。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、給与・退職金規程による
- (3) 退職手当については、給与・退職金規程による
- (4) 通勤手当については、給与・退職金規程別表に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて別表1の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与・退職金規程第9条第3項に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後4か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から9日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成29年4月 1日一部改正

平成29年6月23日一部改正

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	役員報酬額
理事長	月額300,000円
理事	月額100,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額（源泉所得税控除後）
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（2）理事

	日額（源泉所得税控除後）
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（3）監事

	日額（源泉所得税控除後）
監事監査等への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円